新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた基本指針(概要)

宮城県塩釜高等学校

1 基本的な考え方

- (1) 基本指針について 学校生活に「新しい生活様式」を積極的に取り入れるための行動の基本指針
- (2) 組織的対応の重要性 具体的感染症対策のため、校内に感染症対策委員会を設置 基本指針の不断の見直し

感染拡大に向けた具体的対策

2 感染症対策について

- (1)新しい生活様式の導入
 - 学校生活への「新しい生活様式」の考え方を導入
 - 文部科学省「衛生管理マニュアル」における、感染レベルごとの行動基準

感染	杂レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動(自由意志の活動)
レ	アイン、	できるだけ2m程 度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レ	ベル2	できるだけ2m程 度(最低1m)	リスクの低い活動 から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施 し、教師等が活動状況の確認を徹底
V	ベル1	1 mを目安に学級 内で最大限の間隔 をとること	十分な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

(2) 基本的感染症対策の徹底

- 生徒・教職員の健康状態の把握
 - ・毎朝の検温、登校時にAIサーマルカメラ・非接触型体温計の活用
 - ・発熱等の風邪の症状がある場合は、症状がなくなるまでは自宅休養
- 来校者(業者を含む)の健康状態の把握
 - ・マスク着用と手指消毒を徹底
 - ・保護者も、風邪症状のある場合は校内への立ち入り原則見合せ
- 日常的予防対策
 - ・手洗いの励行、マスクの着用、身体的距離の確保
 - ・共用部の消毒 多くの生徒が触れる箇所の定期的な消毒
 - ・換気の徹底 教室等のドアを常に開放
 - ・抵抗力の向上 十分な睡眠,適度な運動,バランスの取れた食事
- 感染予防物品の確保
 - ・マスク、消毒液、非接触型体温計等の一定量整備

3 教育活動別対策

- (1)授業
- 座席の配置 可能な限り身体的距離確保
- マスクの着用 授業中も基本的にマスク着用 ※熱中症対策が必要な場合 マスクを外し、換気等を十分に実施
- 換気の徹底 可能な限り常時換気
- (2)部活動
- 生徒の健康・安全の確保のため、部活動顧問が活動状況を確認
- 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠
- (3) 学校行事
- 体育的行事(体育祭)
 - ・体育祭実行委員会を中心に感染拡大防止に十分配慮しながら企画・運営
 - ・感染レベル1の場合には、開催(9月上旬時点でレベル2となった場合は中止)
- 文化的行事(塩高祭)
 - ・文化祭実行委員会を感染拡大防止に十分配慮しながら企画・運営
 - ・感染レベル1の場合には、開催(8月下旬時点でレベル2となった場合は中止)
- 修学旅行等の宿泊行事
 - ・実施の有無は、移動経路・旅行先の感染状況等についての情報をもとに判断
 - ・実施の判断の際は、生徒及び保護者の意向を確認
 - ・中止とした場合のキャンセル料は原則として保護者の負担
- 儀式的行事
 - 基本的な感染症対策を徹底
 - ・感染レベルを踏まえた会場内での身体的な距離を確保
- (4)清掃活動
- 換気、マスク着用の上で実施 掃除後は手洗い励行
- (5)登下校時
- 公共交通機関を利用する場合 マスクを着用,降車後または学校到着後,速やかな 手洗い徹底

4 施設管理 教室、昇降口、廊下、職員室、事務室等の定期的な消毒

5 出席停止の取扱い

(1) 基本的な取扱い 次の場合には出席停止として取扱う

基本的な収扱い 次の場合には出席停止として収扱う。				
態様	出席停止期間			
感染が確認された場合	治癒するまで			
濃厚接触者に特定された場合	最後に濃厚接触をした翌日から起算して			
	2週間			
濃厚接触者ではないが感染者と	コールセンターに経過観察を指示された期間			
の接触があった場合				
濃厚接触者と接触があった場合	接触した濃厚接触者について衛生当局から判			
	断が出るまでの期間			
	症状がみられる場合は、コールセンターの指			
	示による			
台				
	治癒するまで			
同民の実施に発執等の同型症状	発熱の場合は解熱後3日が経過するまで			
の場合】				
基礎疾患がある者が、登校すべ	主治医の判断			
きでないと判断された場合				
感染が不安で欠席させたいと保	個別に検討			
護者から相談があった場合				
	態様 感染が確認された場合 濃厚接触者に特定された場合 濃厚接触者ではないが感染者と の接触があった場合 濃厚接触者と接触があった場合 発熱等の風邪症状がみられる場合 一同居の家族に発熱等の風邪症状 がみられる場合 【地域の感染レベルが2及び3 の場合】 基礎疾患がある者が、登校すべきでないと判断された場合 感染が不安で欠席させたいと保			

6 学校において感染者が発生した場合の対応

- (1) 生徒や教職員の感染者が発生した場合
 - 感染者が発生した場合の臨時休業
 - ・感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえて判断
 - ・県教委と相談しながら分散登校による任意の登校日を設定するよう工 夫
 - 校舎の消毒
 - ・必要に応じて専門業者による施設消毒
 - 感染者が出た場合の情報公開
 - ・個人が特定されないように情報公開
 - ・誹謗中傷やいじめにつながらないように配慮して対応
- (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応
 - 学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、保護者へ連絡の上、 保護者の迎えにより安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅休養

7 その他の活動

- (1) アルバイトについて
 - アルバイトについては、感染リスクが高くなることが想定されること から、慎重に判断
- (2) LHRでの飲食を伴う企画について
 - 感染レベル1の場合には、実施可能(感染レベルにより中止も検討)

8 その他の配慮事項

- (1) 心のケア
 - すべての生徒が何らかの悩みを抱えていることを前提として生徒に接 する
 - 特に気になる生徒については、校内での情報共有、保護者との連携、 SCによる相談対応など、組織的対応
 - 感染者や感染が疑われる生徒への不当な偏見,差別やそれに係る情報 の発信・拡散は決して許されないことを指導徹底

9 家庭との連携

○ 常に家庭と連携しながら、感染拡大防止に努める

10 基本的指針の取扱い

○ 感染拡大防止についての正確な情報の収集に努め、最新の知見に基づき本指針を絶えず更新していく